

## 北見市使用料等検討委員会設置要綱

## (設置)

第1条 本市が管理運営する公共施設等の使用料及び本市が提供する公共サービス等に係る手数料(以下「使用料等」という。)について、住民間の負担の公平性を確保し、受益者負担の適正化を図るため、北見市使用料等検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

## (所掌事項)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、必要のあるときは、市長に意見を申し出ることができる。

- (1) 使用料等の算定及び改定に関する事項
- (2) その他市長が必要と認める事項

## (組織)

第3条 委員会は、委員8人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者又は有識者
- (2) 利用者関係団体等を代表する者
- (3) 公募による者
- (4) その他市長が適当と認める者

3 前項第3号の公募の実施に関し必要な事項は、別に定めるところによる。

## (任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から市長に答申をする日までとする。

## (委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

## (会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集する。ただし、委員の委嘱後最初に開かれる会議は、市長が招集する。

- 2 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員会の会議の議長は、委員長が行う。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴き、又は説明を求めることができる。

## (事務局)

第7条 委員会の庶務は、企画財政部財政課において処理する。

## (その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会において定める。

附 則 この内規は、令和元年12月19日から施行する。

## 北見市使用料等検討委員会 概要

名 称	<ul style="list-style-type: none"> <li>・北見市使用料等検討委員会</li> </ul>
目 的	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本市が管理運営する公共施設等の使用料及び本市が提供する公共サービス等にかかる手数料（以下「使用料等」といいます。）について、住民間の負担の公平性を確保し、受益者負担の適正化を図るため、市民等で構成する検討委員会を開催します。</li> </ul>
概 要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本市では、概ね4年を目途として使用料等の見直しを行っており、令和3年4月に次回の改定時期を迎えます。</li> <li>・これまでの見直しにおいては、施設運営等に係る原価計算を行い、利用者の負担割合を考慮して使用料等を算定してきましたが、改定に至る議論の中で、第三者による会議体を設け、算定の考え方や手法についての意見を得ながら検討する必要があるとされたところです。</li> <li>・利用者負担の公平性と適正性を確保し、施設の一層の利用促進を図ることを目的とした、使用料等のあり方や算定について、学識経験者や市民の方々のご意見をより多く反映させるため、本委員会を設置します。</li> </ul>
所掌事務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・使用料等の算定及び改定に関すること</li> <li>・その他市長が必要と認める事項に関すること</li> </ul>
委 員 数	<ul style="list-style-type: none"> <li>・8人以内（うち2人程度は公募）</li> </ul>
任 期	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委嘱日から答申日（令和2年5月）まで</li> </ul>
会 議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会議は、任期中4回程度開催し、各2時間程度を想定しています。</li> </ul>
報 酬	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1回開催につき3,200円（交通費別途支給）</li> </ul>
所管部署	<ul style="list-style-type: none"> <li>・〒090-8501 北見市北2条東1丁目11番地 北2条仮庁舎 北見市企画財政部 財政課 TEL 0157-25-1112</li> </ul>

## 北見市における使用料等の現状について

## 1. 使用料・手数料とは

## 1-1 使用料・手数料とは

使用料とは、地方自治法第 225 条を根拠に、行政財産や公の施設の利用に対し、利用者から徴収する料金です。(公共施設、水道等)

手数料とは、地方自治法第 227 条を根拠に、特定の者のためにする事務への対価として、利用者から徴収する料金です。(各種証明書の取得、ごみ処理等)

(参考) 地方自治法抜粋

## (使用料)

第二百五条 普通地方公共団体は、第二百三十八条の四第七項の規定による許可を受けてする行政財産の使用又は公の施設の利用につき使用料を徴収することができる。

(行政財産の管理及び処分)

第二百三十八条の四 7 行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる。

## (手数料)

第二百二十七条 普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体の事務で特定の者のためにするものにつき、手数料を徴収することができる。

(分担金等に関する規則及び罰則)

第二百二十八条 分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならない。この場合において、手数料について全国的に統一して定めることが特に必要と認められるものとして政令で定める事務(以下本項において「標準事務」という。)について手数料を徴収する場合においては、当該標準事務に係る事務のうち政令で定めるものにつき、政令で定める金額の手数料を徴収することを標準として条例を定めなければならない。

## 【参考】


- 使用料 対象施設数 : 約 200 か所  
(※公営住宅、公園、道路河川、水道、排水使用料等除く)  
利用料収入 (H30) : 約 417 百万円 (うち指定管理施設収入約 318 百万円)
- 手数料 件数 : 約 650 万件 (戸籍窓口関係約 15 万件、ごみ処理関係約 630 万件)  
手数料収入 (H30) : 約 440 百万円

## 2. これまでの料金改定について

### 2-1 合併以降の改定経過

平成 18 年 3 月 5 日	新北見市誕生（1 市 3 町合併） ※手数料は合併時に統一 ※合併による料金体系の統一が必要な使用料については、平成 23 年を目途に改定を実施
平成 23 年 4 月 1 日	使用料改定（原価計算により改定が必要な施設は 20%を上限に引き上げ。自治区ごとの類似施設間の受益者負担率を旧北見市の考え方に統一） 手数料改定（原価計算により改定が必要な手数料は 20%を上限に引き上げ）
平成 27 年 4 月 1 日	手数料改定（原価計算により改定が必要な手数料は 20%を上限に引き上げ）
平成 29 年 4 月 1 日	使用料改定（原価計算により改定が必要な手数料は 20%を上限に引き上げ。同類施設を体系化し、使用料を統一。減免ガイドラインを定め、原則的に基準を統一化）

（参考）使用料・手数料の改定時期について

	使用料改定	手数料改定	水道料金改定	下水道使用料改定
平成 26 年度	提案→否決	提案→可決		施行（10 月）
平成 27 年度		施行		
平成 28 年度	提案→可決			
平成 29 年度	施行		提案→可決	
平成 30 年度			施行（10 月）	
令和元年度		○		
令和 2 年度				
令和 3 年度	○	○		

### 2-2 これまでの改定における基本方針

使用料等は、市が法令・条例等に基づき、あるいは市民要望などに即した自主的な裁量権をもって行う「市民サービス」の対価として利用者から徴収する料金であり、地方公共団体が提供する市民サービスは良質・安定的・安価かつ公平に供給することが基本と言えます。また、この「市民サービス」を供給するために必要となる費用の全部又は一部については、その利用者が負担しなければならないといういわゆる受益者負担の原則のもとに賄われるべきものです。

この場合、受益者負担としての料金は、提供する「市民サービス」の原価コストに見合った料金であることが基本であり、そのコストについては適宜見直しを行い、適正な料金をもって市民負担の公平性の確保を図ることが求められています。

北見市の使用料等の見直しについては概ね 4 年を目途に行うことを基本としており、その適正な負担（料金）を定めるに当たっては、原価計算の手法により適正な原価コストを算定し料金の見直しを検討してきました。

## これまでの基本方針の概要

### 1. 見直しの対象について

見直しの対象となる収入科目については、次のとおりです。

- (1) 使用料 地方自治法第 225 条に基づき徴収する行政財産の目的外使用又は公の施設の利用の対価
  - (2) 手数料 地方自治法第 227 条に基づき徴収する特定の者に対する主として人的手段による役務の提供の対価
  - (3) 財産収入 (貸家料・貸地料等の財産貸付収入)
  - (4) 雑入 (使用料等に準じて徴収されるもの)
  - (5) 地方自治法第 244 条の 2 に定める利用料金 (指定管理者[※]が収受する利用料金)
- ただし、上記 4 項目のうち、次のものは対象外とする。
- ① 法令による基準により改定するもの (公営住宅使用料など)
  - ② 他の条例を準用するもの (農業集落排水使用料、簡易水道使用料など)
  - ③ 市場価格等の変動に合わせ、実費弁償的に徴収するもの (※公衆電話取扱手数料等)

[※]指定管理者制度…地方自治法の一部改正 (平成 15 年 9 月 2 日施行) により導入された制度。従来、公共 (的) 団体のみ認められていた公共施設の管理委託の対象がひろく民間法人や民間団体にも認められることとなった。公共施設の運営管理に民間事業者の手法を活用することにより、管理に要する経費の縮減に伴う利用料金の低料金化、民間経営者の自由な発想による、利用者満足度やサービスの向上が期待される。

### 2. 原価計算方式

原価は、使用料・手数料の対象となる事務に要する経費であり、この経費に対して「利用者一人当たりの原価」、あるいは「利用面積 1 m<sup>2</sup>当たりの原価」を算出します。原価の対象となる費目は経常的な維持管理経費や管理に係る人件費です。

#### ○算定方法

- ・使用料：経費は建設費や大規模修繕費などの臨時的経費を除いた物件費と人件費から算出。算出された原価に対し、「利用者一人当たりの原価」、あるいは「利用面積 1 m<sup>2</sup>当たりの原価」を求める。

◎利用者一人当たりの原価 (個人料金の設定に用いる)

$$= (3 \text{ か年の平均原価}) \div (3 \text{ か年の平均利用者数})$$

◎使用面積 1 m<sup>2</sup>当たりの原価 (貸館・貸室の設定に用いる)

$$= (3 \text{ か年の平均原価}) \div (\text{使用面積})$$

- ・手数料：経費は対象事務に関わる人件費 (1 分当たり人件費×所要時間) と対象事務に要する物件費。

### 3. 受益者負担の割合

受益者負担については「原価 - 公費負担 = 受益者負担」により求めることとなりますが、この場合の受益者負担の割合をサービスの性質や対象者の区分により設定しています。

(1) 使用料：受益者が当該施設から受ける基本的なサービスの内容、形態、質及び量等の差を反映させる必要があることから、施設ごとに一定の負担割合を設けている。

(別紙1参照)

(2) 手数料：特定の者の利益のために発生する事務にかかる経費である事から、原則として100%受益者負担とする。

### 4. 上限改定率

北見市合併後初めての使用料見直し時において、旧市町間の類似施設の算定基準や受益者負担率を統一していく中で、激変緩和措置として上限改定率を20%として試算することとしました。以降の使用料・手数料の見直しにおいても原価算出に基づく改定率が20%を超える場合には、現行料金×1.2を上限として料金改定を行いました。

### 5. 同類施設の体系化

市民が使用する際の負担の公平性を確保するため、設置の趣旨・目的等が同じ施設について統一した使用料（利用料金）体系としました。

(1) 各自治区にある同類の施設を次のとおり区分する。

- ①-1 住民センター（北見、留辺蘂）
- ①-2 地域集会施設（4自治区）
- ② 公民館（4自治区）
- ③ 体育センター・トレーニングセンター（4自治区）
- ④ 野球場（端野、常呂、留辺蘂）
- ⑤ 球技場（北見）
- ⑥ 総合グラウンド（端野、常呂、留辺蘂）
- ⑦ テニスコート（北見、端野、留辺蘂）
- ⑧ ドーム施設（4自治区）
- ⑨ パークゴルフ場（4自治区）
- ⑩ 温水プール（北見、常呂）
- ⑪ 市民ホール等（北見、端野）
- ⑫ バーベキューハウス（端野、留辺蘂 ※常呂はその他とする）
- ⑬ 陶芸施設（北見、端野、留辺蘂）
- ⑭ その他（同類の施設がないもの）

(2) 同類の施設の収入・原価を各々合算し、改定率を求める。

(3) 各施設の使用料（利用料金）を合算により求めた改定率により改定する。

## 6. 料金改定における特例

算出した使用料（利用料金）が、近隣の同種の施設（民間施設を含む）と比べて著しく差が生じる場合には、例外として均衡を図ることとしました。

- (1) 民間競合施設
- (2) 近隣自治体同種施設
- (3) その他例外

## 7. 減免の取り扱い

減免については、受益者負担の明確化・利用者間の公平性の観点から、減免のガイドラインを定め、原則、基準の統一化を図ることとしました。（別紙2参照）

## 8. 使用料を徴収していない施設一覧（別紙3参照）

### 2-3 直近の料金改定状況

---

#### ○手数料：H27. 4. 1 改定

- ・試算影響額 +16,157 千円
- ・H27 決算額 +13,442 千円

H31. 4. 1 改定見送り→原価算定の結果、改定による影響額は事業系ごみでは大きかったもののその他の手数料では特段効果がみられず、水道料金改定直後の市民負担も考慮し、令和3年度の使用料見直しと合わせて再度検討することとなりました。

#### ○使用料：H29. 4. 1 改定

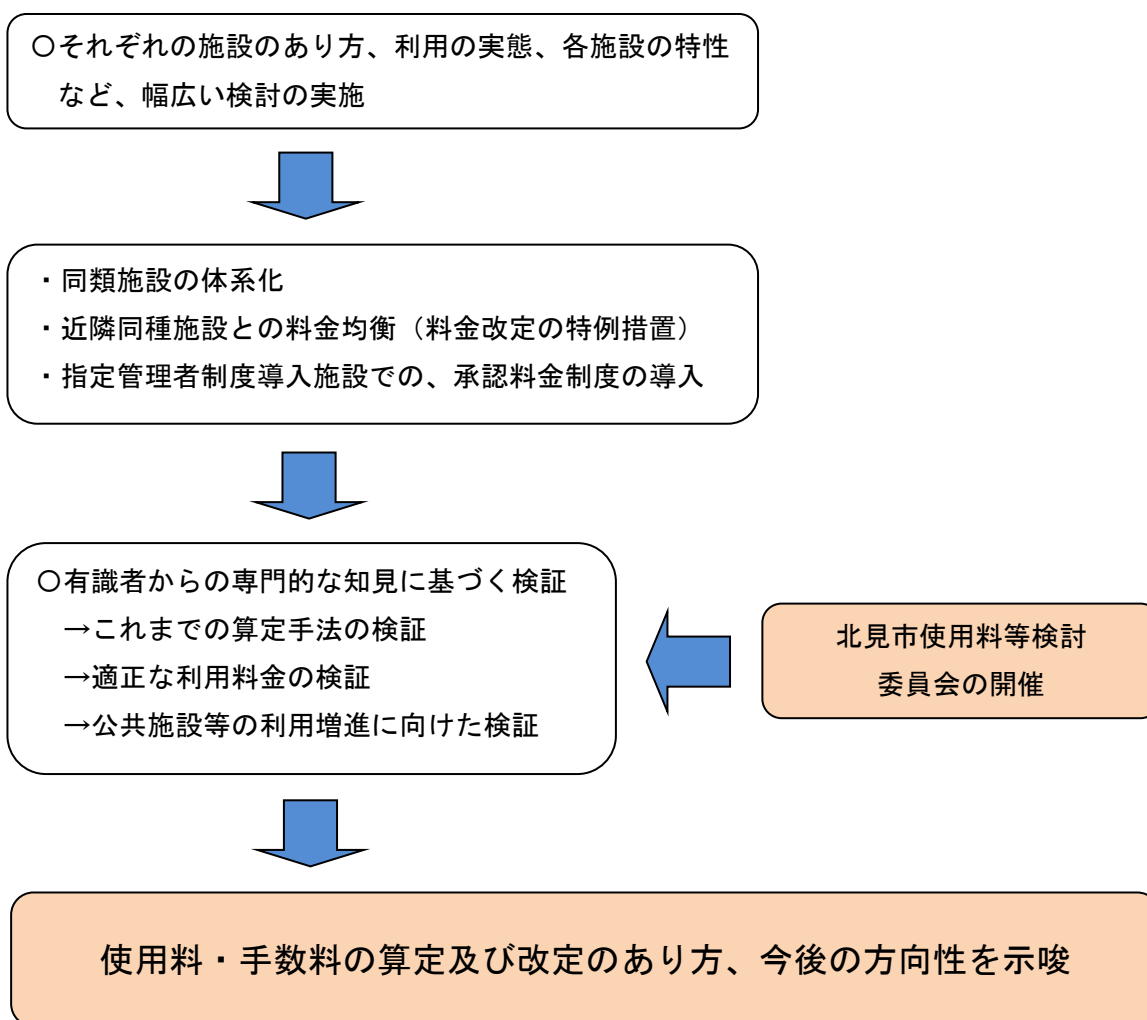
- ・試算影響額 +35,132 千円
- ・H29 決算額 + 6,925 千円

### 3. 見直しに向けた対応について

#### 3-1 北見市使用料等検討委員会の設置について

使用料・手数料の改定に当たり、議会等で「原価計算における改定率が何百倍にもなる施設がみられるがそういった施設は使用料を上げ続けるのか」といった意見も挙がっており、北見市としても「それぞれの施設のあり方、利用の実態、各施設の特性など、幅広い検討を加え対応していきたい」として課題を認識し、同類施設の体系化や近隣同種施設との均衡を図るための特例などの手法を取り入れてきました。また、指定管理者制度導入施設での承認料金制度の導入や定期券の導入により指定管理者の要望が反映される料金算定の仕組みを構築してきました。

今回の使用料・手数料の見直しに当たっては、北見市使用料等検討委員会を開催し、より適切な見直しと、公共施設等の利用の一層の増進を目指すべく検証を行っていきたいと考えております。



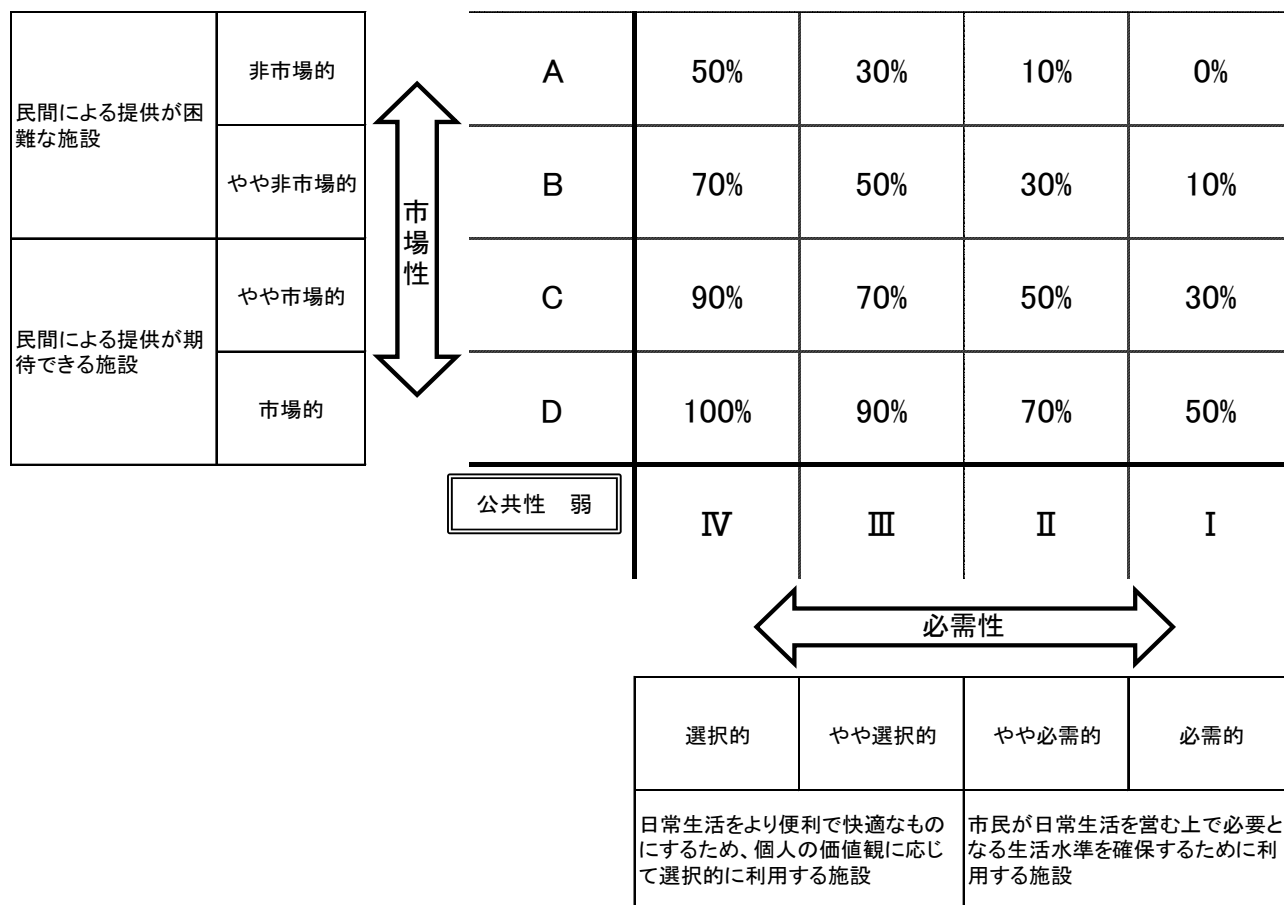


別添 1

使用料の受益者負担率

○サービスの性質(公共性の強弱)による受益者負担率の設定

公共性 強



施設等名	区分	必需性	市場性	負担率	参考(従前の負担率)
住民センター	同類施設	II	B	30%	50%
地域集会施設	同類施設	II	B	30%	50%
公民館	同類施設	II	B	30%	50%
体育センター・トレーニングセンター	同類施設	II	B	30%	50%
野球場	同類施設	II	B	30%	50%
球技場	同類施設	II	B	30%	50%
総合グラウンド	同類施設	II	B	30%	50%
テニスコート	同類施設	II	B	30%	50%
ドーム施設	同類施設	II	B	30%	50%
温水プール	同類施設	II	B	30%	50%
市民ホール等	同類施設	II	B	30%	50%
陶芸施設	同類施設	II	B	30%	50%
パークゴルフ場	同類施設	III	B	50%	75%
バーベキューハウス	同類施設	III	C	70%	50%
火葬場(火葬炉(肢体以外))(市内)	その他	I	A	0%	25%
高齢者福祉会館(目的外使用以外)	その他	I	A	0%	0%
老人いこいの家(目的外使用以外)	その他	I	A	0%	0%
高齢者福祉センター(目的外使用以外)	その他	I	A	0%	0%
総合福祉会館	その他	I	A	0%	0%
児童館(目的外使用以外)	その他	I	A	0%	0%
働く婦人の家(目的外使用以外)	その他	I	A	0%	0%
道路	その他	I	A	0%	0%
公園	その他	I	A	0%	0%
学校	その他	I	A	0%	0%
図書館(多目的視聴覚室以外)	その他	I	A	0%	0%

施設等名	区分	必需性	市場性	負担率	参考(従前の負担率)
火葬場(火葬炉(肢体)、焼却炉、霊安室、控室)(市内)	その他	Ⅱ	B	30%	25%
高齢者福祉会館(目的外使用)	その他	Ⅱ	B	30%	50%
老人いこいの家(目的外使用)	その他	Ⅱ	B	30%	50%
高齢者福祉センター(目的外使用)	その他	Ⅱ	B	30%	50%
児童館(目的外使用)	その他	Ⅱ	B	30%	50%
北見田園空間情報センター(ハッカ蒸留小屋)	その他	Ⅱ	B	30%	50%
石倉公園(交流ホール)	その他	Ⅱ	B	30%	50%
物産センター	その他	Ⅱ	B	30%	50%
手工芸の館	その他	Ⅱ	B	30%	50%
市立学校施設の使用実費負担	その他	Ⅱ	B	30%	50%
市民トレーニングセンター(会議室)	その他	Ⅱ	B	30%	50%
東陵公園(野球場、陸上競技場)	その他	Ⅱ	B	30%	50%
市民スケートリンク(会議室以外)	その他	Ⅱ	B	30%	50%
カーリングホール(会議室以外)	その他	Ⅱ	B	30%	50%
北網圏北見文化センター	その他	Ⅱ	B	30%	50%
歴史民俗資料館	その他	Ⅱ	B	30%	50%
ところ遺跡の館	その他	Ⅱ	B	30%	50%
市営牧場(放牧料)	その他	Ⅲ	B	50%	50%
野付牛公園(ボート)	その他	Ⅲ	B	50%	50%
富里湖森林公園	その他	Ⅲ	B	50%	50%
森と木の里	その他	Ⅲ	B	50%	50%
八方台森林公園(キャンプ場)	その他	Ⅲ	B	50%	50%
八方台スキー場	その他	Ⅲ	B	50%	75%
北見地域職業訓練センター	その他	Ⅲ	C	70%	75%
北見中高年齢労働者福祉センター(体育室・トレーニング室以外)	その他	Ⅲ	C	70%	75%
働く婦人の家(目的外使用)	その他	Ⅲ	C	70%	75%
北見勤労者総合福祉センター(多目的アリーナ以外)	その他	Ⅲ	C	70%	75%
工業技術センター	その他	Ⅲ	C	70%	75%
自然休養村センター	その他	Ⅲ	C	70%	75%
常呂森林公園(バーベキューハウス)	その他	Ⅲ	C	70%	50%
サロマ湖ワッカネイチャーセンター(貸自転車)	その他	Ⅲ	C	70%	75%
道の駅おんねゆ温泉(果夢林の館、山の水族館)	その他	Ⅲ	C	70%	75%
北見モイワスポーツワールド(コテージ)	その他	Ⅲ	C	70%	75%
八方台森林公園(休養施設ぱるむ)	その他	Ⅲ	C	70%	75%
北見ファミリーランド	その他	Ⅳ	C	90%	75%
市営バス	その他	Ⅳ	D	100%	100%
行政財産使用料	その他	Ⅳ	D	100%	100%
職員(学校教職員を含む)住宅	その他	Ⅳ	D	100%	100%
火葬場(市外)	その他	Ⅳ	D	100%	25%
墓地	その他	Ⅳ	D	100%	100%
霊園	その他	Ⅳ	D	100%	100%
市営浴場	その他	Ⅳ	D	100%	100%
市営牧場(捕獲料)	その他	Ⅳ	D	100%	50%
石倉公園(交流広場)	その他	Ⅳ	D	100%	50%
おんねゆ温泉花公園根々の丘	その他	Ⅳ	D	100%	100%
グリーンクアパーク交流促進センター(のんたの湯)	その他	Ⅳ	D	100%	100%
公営住宅	その他	Ⅳ	D	100%	100%
道路占用料	その他	Ⅳ	D	100%	100%
普通河川占用料等	その他	Ⅳ	D	100%	100%
準用河川占用料等	その他	Ⅳ	D	100%	100%
都市公園(興行等、公園施設管理、占用料)	その他	Ⅳ	D	100%	100%
屯田の杜公園(興行等)	その他	Ⅳ	D	100%	100%
八方台森林公園(興行等)	その他	Ⅳ	D	100%	100%

## 北見市公共施設使用料減免ガイドライン

平成 29 年 4 月 1 日施行

### 1 目的

このガイドラインは、北見市が設置する地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条第 1 項の規定に基づく公の施設の使用料（指定管理者が収受する利用料金を含む。以下同じ。）について、施設の性質上別段の定めがあるものを除くほか、減免を適用する基準を定め、もって統一かつ客観的な運用を図り、住民福祉の充実に資することを目的とする。

### 2 減免基準

使用料の減免基準は、別表のとおりとする。

### 3 除外事項

次の各号のいずれかに該当する場合は、減免の適用を除外する。

- (1) 市から臨時的に補助金等の交付を受けた競技会、研修会、講習会及び行事等に使用する場合
- (2) 国、北海道又は市が使用する場合
- (3) 営利を目的として使用する場合（入場料等を徴収する場合を含む。）

### 4 端数処理

減免した使用料の額（減免の対象とならないものを除く。）に 10 円（当該使用料の額が 1,000 円以上の場合にあっては 100 円）未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

## 別表

区分	対象	減額率	
免除	1 次に掲げるものが教育又は保育活動のための行事に使用する場合 (1) 市内の学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校（前期課程に限る。）及び特別支援学校（幼稚園、小学校又は中学校に準ずる教育を施すものに限る。） (2) 市内の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）第 2 条に規定する保育所等及び認定こども園 (3) 市内の児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 6 条の 3 に規定する家庭的保育事業、小規模保育事業又は事業所内保育事業を行う施設並びに同第 59 条の 2 に規定する認可外保育施設	100%	
	2 中学校体育連盟又はこれに類する団体が主催する全市的な規模以上の競技会、研修会及び講習会等に使用する場合		
	3 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳の交付を受けた者（介助者を含む。）及びその関係者で構成する団体が使用する場合（文教施設）		
	4 1 から 3 のほか市長が特に必要と認めるものが使用する場合		
減額	5 次に掲げるものが主催する競技会、研修会及び講習会等（市又は北見市教育委員会（以下「委員会」という。）が後援するものに限る。）に使用する場合 (1) 市内の学校教育法第 1 条に規定する高等学校、中等教育学校（後期課程に限る。）、特別支援学校（高等学校に準ずる教育を施すものに限る。）及び大学、同第 124 条に規定する専修学校並びに同第 134 条第 1 項に規定する各種学校 (2) 北海道立北見高等技術専門学院	50%	
	6 高等学校体育連盟又はこれに類する団体が主催する全市的な規模以上の競技会、研修会及び講習会等（市又は委員会が後援するものに限る。）に使用する場合		
	7 次に掲げる施設が行事に使用する場合 (1) 市内の老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 20 条の 4、第 20 条の 5 及び第 20 条の 6 に規定する施設 (2) 市内の介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 8 条第 28 項に規定する介護老人保健施設 (3) 市内の児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 7 条に規定する児童福祉施設 (4) 市内の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 5 条第 11 項に規定する障害者支援施設		
	8 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳の交付を受けた者（介助者を含む。）及びその関係者で構成する団体が使用する場合（その他の施設）		
	9 5 から 8 のほか市長が特に必要と認めるものが使用する場合		市長が必要と認める減額率

# 使用料を徴収していない施設等一覧

別添 3

No.	施設等名	理由
1	ハッカ記念館	北見市指定文化財となっている歴史的建造物であり、広く市民や観光客に開放する施設としているため。
2	ピアソン記念館	北見市指定文化財となっている歴史的建造物であり、広く市民や観光客に開放する施設としているため。
3	交通安全研修センター	交通安全意識の高揚を図ることを目的に設置し、交通安全に関する会議や行事等に限り使用を認めている施設であるため。
4	河川敷野球場 河川敷テニスコート等	河川敷地の性質上、被災しやすく恒久的な施設ではないため、適度な維持管理に止めながら市民誰もが気軽にスポーツを楽しめる自由度の高い施設としているため。
5	緑のセンター	都市公園法に基づき公告した公園施設であり、緑化推進の拠点施設として市民に対する緑豊かなまちづくりの推進を図るため。
6	総合福祉会館	総合福祉会館（老人福祉センター・身体障害者福祉センター）は、高齢者及び心身障がい者等の福祉と健康増進の観点から関係法令等において使用料が原則無料とされているため。
7	高齢者福祉会館	高齢者福祉を推進する観点から、高齢者の社会参加の推進、コミュニティの形成、生きがいの増進に寄与するため（目的外使用は使用料を徴収）。
8	北見地区農道離着陸場	空港としての特定のな利用にとどまらず、多目的利用を図り、施設の有効利用を促進する観点から設置条例を制定していない。航空機の離着陸等の利用協力金については「国土交通大臣が設置し、及び管理する空港の使用料に関する告示」に準じ、また、航空機の離着陸等以外の目的による利用協力金については「北見市行政財産使用料条例」に準じて定め、その収入は雑入として取り扱っている。
9	穀類乾燥調製貯蔵施設	農業振興上必要な行政財産であり、使用者（運営主体）が農業者と農業協同組合に特定されていることを踏まえ、公益上特に必要があると認め、使用料を免除している。
10	仁頃はっか公園	市民憩いの場であるため。
11	金刀比羅さくら公園	市民憩いの場であるため。
12	緋牛内ヘルシー広場	市民の心身の健全なる発達と地域活動の振興を目的とした施設であるため。
13	トリム公園	市民憩いの場であり、自然に対する知識の高揚及び健康増進を図るため開放する施設であるため。
14	屯田の杜公園 ウォーターパーク	市民憩いの場であるため。
15	屯田の杜公園 メルヘン広場・ペタンク場	市民憩いの場であるため。
16	しらかばロッジ	市民の休憩所として冬期スポーツを振興するため。
17	老人いこいの家	高齢者に対し教養の向上、レクリエーション等のための場を与え、もって高齢者の心身の健康の増進を図るため（目的外使用は使用料を徴収）。
18	ところ埋蔵文化財センター	調査研究・収蔵が主な目的の施設であるため。
19	常呂町郷土資料館	廃校後の小学校校舎に設置し、主に収蔵を目的としているため。
20	常呂森林公園 アスレックス・百年記念塔・管理棟	市民・観光客が自由に森林を楽しめるよう、市民に森林とのふれあいと休養及び屋外レクリエーションの場を提供するための施設であるため。
21	北見市交通ターミナル	国鉄湧網線廃止に伴う代替バス及び市内運行バス利用者の利便を図る施設であるため。
22	常呂町中央駐車場	常呂常南ビーチや常呂町商店街を利用する市民・観光客のための駐車場であり、共同駐車場の円滑化を図る観点から駐車場を設置しているため。
23	ワッカ駐車場	ワッカ原生花園・サロマ湖ワッカネイチャーセンターを利用する市民・観光客のための駐車場であり、自然環境を保護するとともに共同駐車場の円滑化を図る観点から駐車場を設置しているため。
24	サロマ湖ワッカネイチャーセンター（研修室）	北海道遺産となっているワッカ原生花園を紹介する施設であり、当地を訪れる市民、観光客に広く開放する施設としているため。
25	栄浦多目的広場	地域住民の保健、休養を目的とした施設であるため。
26	高齢者福祉センター	高齢者の健康増進、教養の向上及びレクリエーションのため（目的外使用は使用料を徴収）。
27	農村交流施設 （滝の湯ふれあいの里・足湯）	広く市民や観光客に開放する憩いの場としているため。
28	留辺蘂開拓資料館	北見市指定文化財となっている歴史的建造物である「武華駅通」を開拓資料館としたものであり、広く市民や観光客に開放する施設としているため。
29	旭公園（第二野球場）	ベースやベンチ、外野フェンス等施設設備の老朽化が著しく、既に野球場として使用できる機能を有していない施設であるため、現在の利用状況からも更なる改修整備は行わずに、安全な施設利用のための維持管理に止め、今改正により無料施設としてウォームアップスペース等に開放する施設とする。